

広島県告示第九十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

令和八年二月十二日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
車両 一台
- 二 当該工作物が放置されていた場所
広島市南区仁保二丁目二番地先（一級河川太田川水系指定区間猿猴川）
- 三 当該工作物を除却した日時
令和八年一月十五日 九時三十分
- 四 当該工作物の保管を始めた日時
令和八年一月十五日 十時三十分
- 五 当該工作物の保管場所
広島市南区出島二丁目二二番 港湾施設出島西第十一野積場
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問合せ先
広島県西部建設事務所管理課
電話（〇八二）二五〇一八一五〇